

「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月

愛媛県立みなら特別支援学校（本校）

1 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、社会総がかりでいじめに対峙していくために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年）」が施行された。この法の精神の下、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成 29 年 8 月 10 日付けで改正されたことから、国や県の基本方針に基づき、家庭や地域、関連機関等との連携をさらに深め、「いじめの予防」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を実効性があるものとするために、次の観点から本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づき、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員の対応でなく組織として一貫した対応をとる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対して児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。

2 学校いじめ防止基本方針の理念

いじめは「いつでも」「誰にでも」起こりうる問題である。児童生徒一人一人の個性を尊重し、一人一人のニーズを受け止めて自己実現を目指して特別支援教育を実践している本校においては、児童生徒の一人一人のかけがえのない命及び人権を教職員が一丸となって保障する。

社会での自立及び共生を実現するためには、「人権」においても自立し共生しなければいけない。学校生活の中で「いじめをしない人間力」「いじめに屈しない力」「いじめに対処する力」をあらゆる教育活動を通じて培う。

3 本校の人権保障の基本方針

全ての児童生徒が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、「温かさと思いやりの教育」を基本として「自己肯定感」を育む。また、教職員が一丸となって「いじめ」「体罰」「虐待」や「障がい」をはじめとする様々な人権課題により児童生徒の命及び人権が侵害されない安全で安心な学校生活を保障する。

真の共生社会の実現を目指す私達は、全ての児童生徒が社会の一員としての「自己実現」を成し遂げるために、自己決定を尊重しつつ一人一人のニーズに応じた特別支援教育を行う。さらに、相互の人格と個性を尊重し、社会に光を放つ自立した個人となるための人権意識と生き抜く力を培う。

（人権・同和教育の指導目標）

- (1) 児童生徒一人一人の特性を受け止め、「自分はかけがえのない存在なんだ」と思える「自己肯定感」を育む。
- (2) 全ての児童生徒の「人権の保障」と「人権意識の高揚」を図り、豊かな人間関係を構築する。
- (3) 児童生徒の「自己実現」に向けて、「自己決定権」尊重の下、一人一人のニーズに応じた支援を行い、自分らしく生きる力を培う。
- (4) 共生社会へ向けて「障がい」に対する正しい理解と認識が深まるよう啓発する。

4 児童生徒の「命」及び「人権」を保障する学校（4本の柱）

(1) いじめのない学校

「いじめの予防」「いじめの早期発見」「いじめの対処」に組織的に取り組み、いじめの根絶を目指すとともに、いじめに関係した児童生徒に適切な教育及び支援を行い、安全で安心な学校生活を保障するとともに豊かな人間関係を再構築する。

(2) 差別のない学校

「障がいを理由とする差別」をはじめ多くの人権課題が存在する。児童生徒がどの課題に関しても被害者及び加害者にならないよう教育を推進するとともに、問題が発生した場合は迅速かつ適切な対応を行う。また、学校生活の中で、差別を見抜く力、差別に屈しない力、差別に立ち向かう力を培う。

【障害に基づく差別の定義】

障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

[障害者の権利に関する条約 国連：平成 18 年採択 日本：平成 26 年締結]

(3) 体罰のない学校

教職員は児童生徒に対する体罰を一切行わない。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

[学校教育法（改正） 平成23年法律第61号]

【体罰の定義】

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

[問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知） 平成 19 年文部科学省]

(4) 虐待のない学校

児童生徒の学校生活及び家庭生活（寄宿舎及び施設を含む）において虐待のない環境を構築する。

【障がい者虐待の定義】

「養護者」「障がい者福祉施設従事者等」「使用者」が当該障がい者について行う次のいずれかに該当する行為

虐待の種類	内 容
ア 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
イ 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

ウ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
エ 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人によるア～ウまでに掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること
オ 経済的虐待	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分すること、又はその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること

[障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 平成 23 年法律第 79 号]

【通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点】

学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞
 ＜「連携強化通知」の 1. (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて＞

【児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点】

要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、市町村又は児童相談所に情報提供する。

＜「連携強化通知」の 1. (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について＞
 ＜「情報提供通知」の 7 緊急時の対応＞

[児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 平成 31 年 2 月 8 日]

本校では、児童生徒の命や学校生活での安全・安心を保障するために、さらに「防災」「交通安全」「食の安全」「健康管理」において徹底した対策を講じている。

5 「いじめの定義」及び「いじめの態様」

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

[いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号]

(2) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

6 いじめ対策のための体制・組織

(1) 体制・組織の確立

いじめは児童生徒の生命をも脅かす重大な人権侵害であるため、一人で抱え込むことなく学校総がかりで取り組むことを基本とする。「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめ事案への対処」において実効性を最大限にするために、それぞれの体制を確立し組織的に対応する。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) いじめ対策に係る委員会

ア 人権・同和教育委員会

(ア) 目的

いじめ対策の組織の中核として常設している委員会であり、中枢的機能を担う。この委員会においては、「いじめ」の問題だけに限らず、「体罰」「虐待」や「障がい」をはじめとする様々な人権課題により児童生徒の命及び人権が侵害されない安全で安心な学校生活を保障するための計画の立案や具体的な対策を決定する。

(イ) 構成委員

校長、教頭、人権・同和教育課長、人権・同和教育推進主任、生徒支援課長、支援推進課長、教務課長、情報課長、舎務課長、各部主事、養護教諭 他
関係教職員、外部関係機関有識者

(ウ) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割（PDCAサイクルを活用）
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ アンケート調査に基づき、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

イ いじめ問題対策委員会

(ア) 目的

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

(イ) 構成委員

教頭、人権・同和教育課長、生徒支援課長、支援推進課長、該当各部主事、関係教職員
外部関係機関有識者
※校長が必要と認める場合は、構成委員以外の者も委員会に参加する。

(ウ) 役割

〔未然防止〕

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

〔早期発見・事案対処〕

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(いじめを認知する際の留意事項)

- ・ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 次のような場合も、法が定義するいじめに該当するため、当委員会で情報共有する。
 - インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、いじめの対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案。
 - 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった事案。
 - 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた事案。

7 いじめの防止のための取組

児童生徒一人一人がかけがえのない個人としての自己肯定感を育み、「学校に行くことが楽しい」と思える環境づくりをする。道徳教育や人権・同和教育をはじめとする人間教育の充実を図り、豊かな情操を育み、自分自身を大切にするとともに他者の尊厳をも大切にすると人格を育成する。

児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめの防止に資する活動に取り組む。また、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(1) 自己肯定感を育む

「あふれる挨拶 輝く愛顔」をスローガンに温かい環境づくりをし、「自分は大切な存在なんだ」「かけがえのない存在なんだ」と思える自己肯定感を育む。

(2) 道徳教育の充実

児童生徒が、生命を大切にすると心や他人を思いやる心、善悪の判断や規範意識等の道徳性を身に付ける。

(3) 人権・同和教育の充実

人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とし、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成する。

(4) 福祉教育の充実

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てる。

(5) キャリア教育の充実

自分の将来を確かに見据えることができるキャリア教育を実践し、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する。

(6) 情報モラル教育の充実

他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどを教育する。

(7) 自立活動の充実

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

(8) 体験活動の充実

児童生徒の体験的な学習活動、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの充実に努め、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤を形成する。

(9) 交流活動の充実

地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図る。また、地域の人々との触れ合いを通して、創造する、工夫する、困難を克服するといった経験を積み重ねる。

(10) 教育相談の充実

児童生徒が安心して相談できる関係を構築しておく。

(11) いじめ問題に関する研修の充実

児童生徒に向き合う教職員及び保護者のいじめ問題に対する意識の向上と「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。（本校ホームページに公開）

8 いじめの早期発見

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようなアンテナを高く保つ。アンケート、教育相談、観察等の様々な手法を用いて、いじめを積極的に認知する。

(1) 新任教職員に対する研修

障がいの特性等により児童生徒間で起きがちなトラブルの例を示すことで、発見や対応における心構えをする。

(2) 定期的な調査の実施

「学校生活アンケート」を1学期末と2学期末に実施するとともに、「聞き取り」「観察」等を駆使して、全児童生徒のいじめ等の状況の把握を年間通して行い、情報を共有する。

(3) 観察

教職員及び保護者は積極的に児童生徒に語り掛け、また温かい目で日々観察することで児童生徒の僅かな変化やサインをキャッチする。（別紙4のいじめのサイン参照）

(4) 教育相談の充実

専門的な相談員であるコーディネーターによる教育相談や担任等による日常の教育相談を組み合わせ複数回の相談窓口を設け、情報収集のアンテナを高く広く設置する。

(5) 保護者との連携

毎日の連絡帳、学期末の懇談、家庭訪問等を通じて児童生徒の日々の変化を見守り、情報を共有する。

(6) 地域及び関係機関との連携

学校外部からの情報が入手できるよう、関係機関との連携を密にする。

(7) 電話相談窓口等の周知

児童生徒のSOSに対応してくれる外部機関を周知し、緊急性や多様性に対応する。

（別紙2の「いじめの早期発見」体制・組織を参照）

(8) ネットパトロール

いじめのIT化に伴い複雑化するネットいじめを監視したり、情報収集したりする。

9 いじめ事案への対処

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ問題対策委員会にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、いじめに係る情報を適切に記録する。

いじめを認知した場合、その内容が重大事態かどうかを迅速に判断し、直ちに被害児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の生命及びの安全の保障を最優先とする。その上で「いじめられた児童生徒又はその保護者への支援」「いじめた児童生徒に対する指導またはその保護者への助言」「周りの児童生徒」への支援、指導、教育等を適切に行い健全な仲間づくりを再構築する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

(1) いじめを受けた児童生徒に対して

- ア 生命及び安全・安心を確保する。
 - ・ 身体への重大な障がいを負った場合は病院への搬送をする。
 - ・ パニックになっている場合は保健室等で一時避難させる。
- イ 心のケアに努める
 - ・ いじめを受けた痛みに関心し寄り添う。
 - ・ コーディネーターによる教育相談を継続的に実施する。
 - ・ 精神性の疾患が著しいときは、医療機関との連携をする。
 - ・ 複数の教職員で包み込むように見守る。
- ウ 保護者への連絡及び連携
 - ・ 誠意をもって説明し、情報を共有する。
 - ・ 不安や憤り等の思いを受け止める。
 - ・ 学校のいじめ対応の方針や指導経過を随時説明する。
 - ・ 学校と家庭が共同して、児童生徒の支援に取り組む。

(2) いじめた児童生徒に対して

- ア いじめの認知及び理解
 - ・ いじめの事実を確認し、何が問題なのか認識させる。
 - ・ いじめられた児童生徒の痛みを理解させる。
- イ 指導、支援、懲戒等を行う。
 - ・ 適切な教育・指導により、いじめの再発の防止と被害者との良好な関係を修復する。
 - ・ 教育上必要がある場合は懲戒を加える。
 - ・ 教育上必要がある場合は出席停止を命ずる。
 - ・ 犯罪行為の場合は所轄警察署と連携する。
 - ・ 加害者も過度なストレスが背景にあったり、被害者の側面があったりするので適切な支援を行う。
- ウ 保護者への連絡及び連携
 - ・ 誠意をもって説明し、情報を共有する。
 - ・ ショックを受けて動揺したり、興奮したりしている場合は適切な支援を行う。
 - ・ 学校のいじめ対応の方針や指導経過を随時説明する。
 - ・ 学校と家庭が共同して、児童生徒の指導・支援に取り組む。

(3) 周りの児童生徒に対して

- ア 傍観者
見て見ぬ振りをしたり、おもしろがって見ていたり、適切な行動が取れなかったことも、いじめの放置や助長につながっていることを理解させる。
- イ 間接的被害者
いじめの現場にいたことで精神的ショックを受けて不安定な児童生徒に対して、被害者と同様な心のケアを行う。
- ウ 安心できる空間
周りの児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、被害者及び加害者を仲間として受け入れようとする思いが、被害者の心のケアになるとともにいじめ該当者の関係修復にも大きく寄与することを理解させる。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合

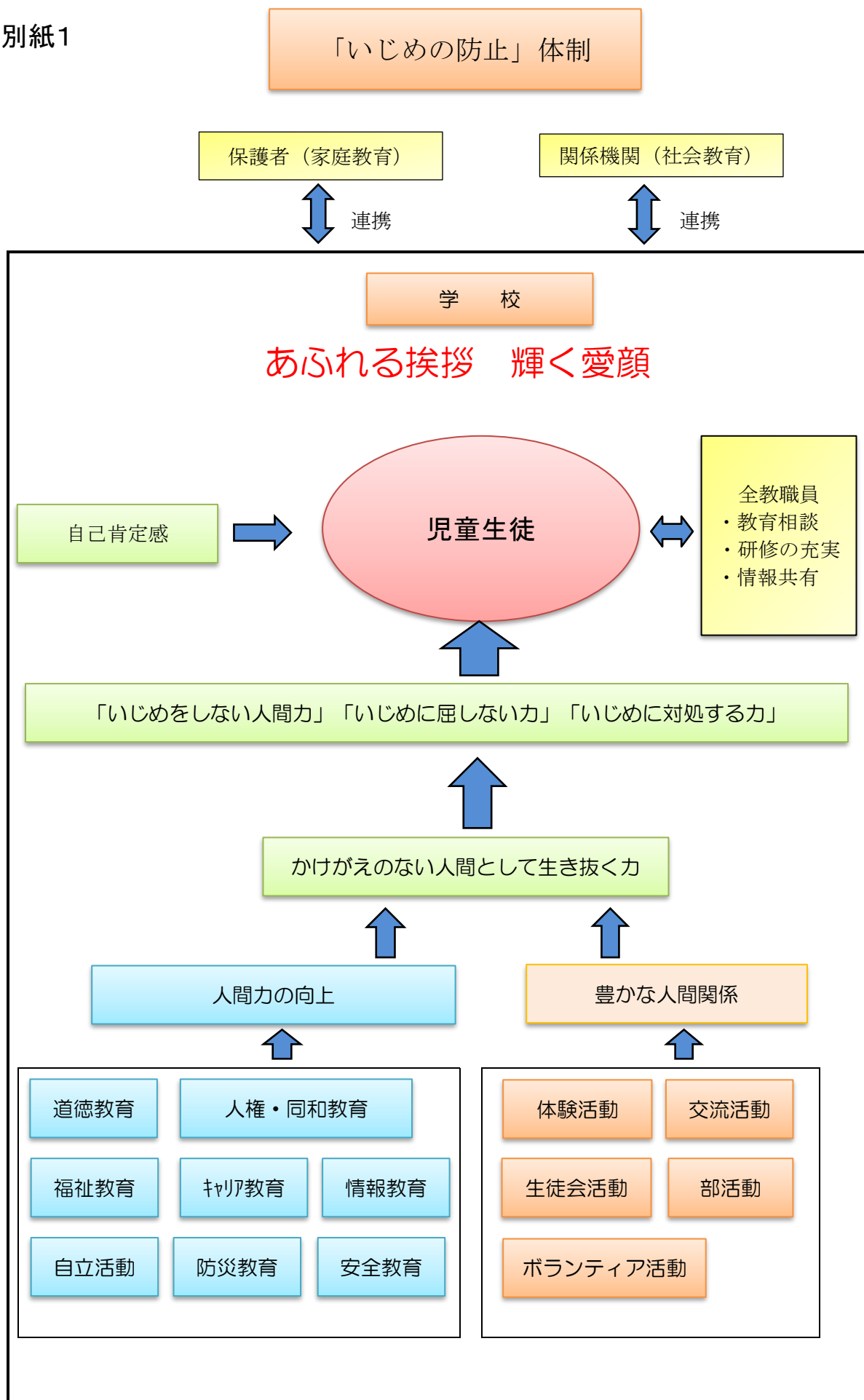
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（年間 30 日を目安，一定期間連続しているような場合などは迅速に調査に着手）

(2) 重大事態の報告

- ア 直ちに愛媛県教育委員会を通じて愛媛県知事に報告する。
- イ 教育委員会又は学校は、重大事態の事実関係や必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。

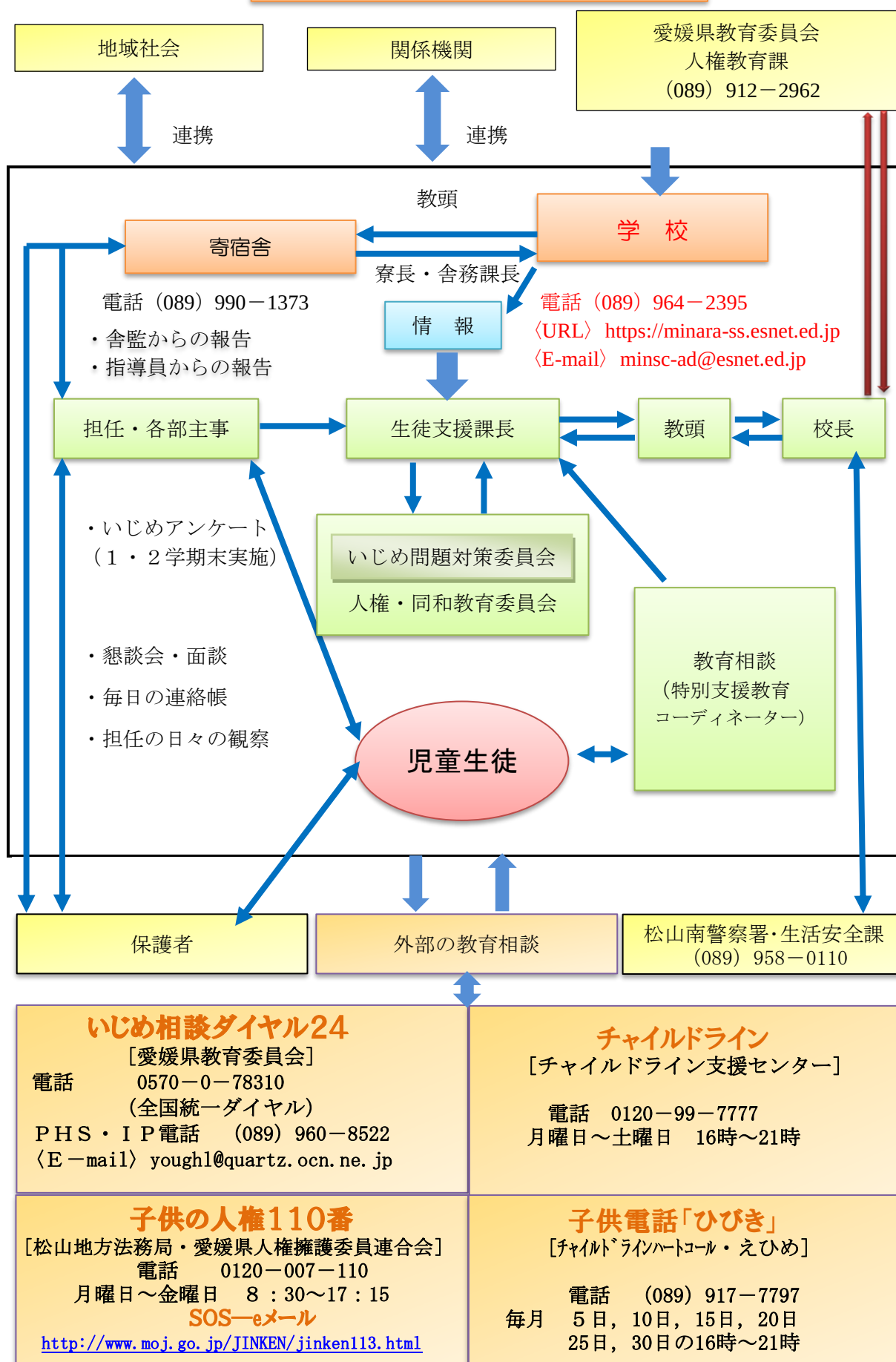
(3) 重大事態の調査

- ア 学校が主体となった場合
「いじめ問題対策委員会」を中核とし、実効性を増すための関係者や専門性が必要な場合の外部関係機関有識者を加えて編成した組織において調査する。
- イ 愛媛県教育委員会が主体となった場合
学校は教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。



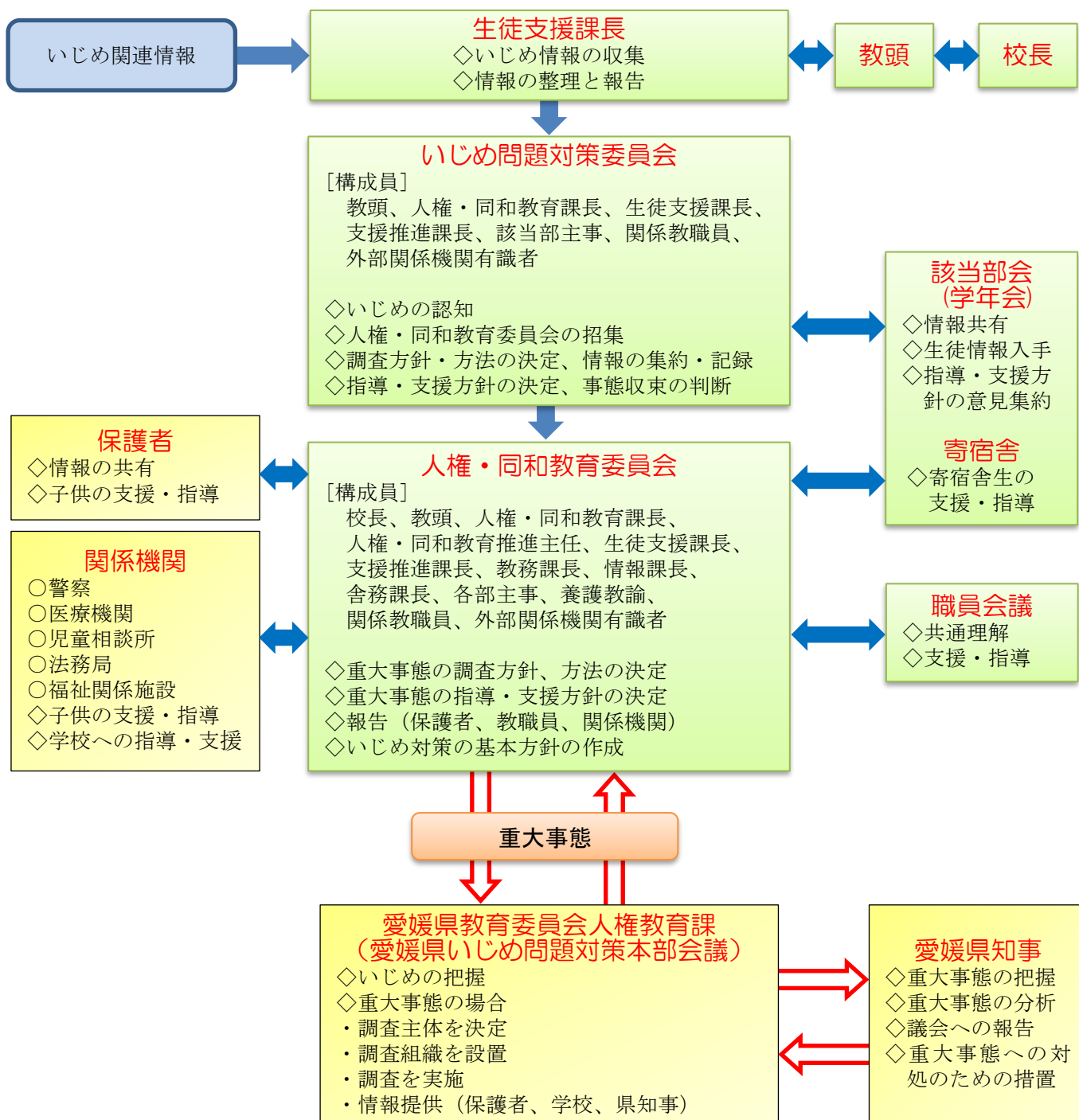
別紙2

「いじめの早期発見」体制・組織



別紙3

「いじめに対する措置」の体制・組織



支援・指導により ①いじめ行為の解消 ②良好な関係を回復 ③継続的なケア

いじめを受けた児童生徒

- ◇生命の危険を回避
- ◇安全・安心を確保
- ◇心のケア（教育相談など）

いじめた児童生徒

- ◇被害者の痛みを理解させる。
- ◇いじめの問題を理解させる。
- ◇懲戒及び出席停止を講じる。

周りの児童生徒

- ◇傍観者には指導
- ◇間接的被害者には支援
- ◇安心できる空間づくり

別紙4

いじめを受けている児童生徒のサイン

[学校生活]

分 類	サ イ ン	チェック
表情や態度	○沈んだ表情で口をききたがらない。	
	○わざとはしゃぐ	
	○視線を合わせるのを嫌い、うつむいている。	
服 装	○シャツやズボンが破れている。	
	○服に靴の跡がついている。	
身 体	○顔や身体にあざができています。	
	○体調不良を訴える。	
	○顔がむくんでいたり、青白い	
	○自傷行為と思われる傷がある。	
行 動	○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	○提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。	
	○教室への入室が遅れる。	
	○授業中に保健室・トイレに頻繁に行くようになる。	
	○教材などの忘れ物が目立つようになる。	
	○決められた座席と異なる席に着いている。	
	○プロレスの技をしかけられる。	
	○昼休みに一人でいることが多い。	
	○慌てて下校する。	
	○一人で準備や片づけをしている。	
持ち物	○机の周囲が散乱している。	
	○教科書・ノートに汚れがある。	
	○持ち物や机に落書きをされる。	
	○持ち物の紛失がよくある。	
	○必要以上のお金を持ってくる。	
周囲の様子	○人格を無視したあだ名で呼ばれる。	
	○発言に爆笑や嘲笑が起きる。	
	○よくからかわれたり無視されたりする。	
	○よく命令される。	

別紙5

いじめを受けている児童生徒のサイン

[家庭生活]

分 類	サ イ ン	チェック
表情や態度	○沈んだ表情で口をききたがらない。	
	○わざとはしゃぐ	
	○視線を合わせるのを嫌い、うつむいている。	
服 装	○シャツやズボンが破れている。	
	○服に靴の跡がついている。	
	○衣服の汚れがある。	
身 体	○顔や身体にあざや擦り傷ができています。	
	○体調不良を訴える。	
	○顔がむくんでいたり、青白い	
	○自傷行為と思われる傷がある。	
行 動	○朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言う。	
	○学校や友人のことを話さなくなる。	
	○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。	
	○電話に出たがらない。	
	○友人の誘いを断ることが多くなる。	
	○受信したメールをこそこそ見たり、電話に怯えたりする。	
	○部屋にとじこもったり、家から出なかったりする。	
	○隠れて自分で洗濯する。	
	○大きな額の金銭を要求する。	
持ち物	○家庭の品物、金品がなくなる。	
	○持ち物が汚れたり落書きがある。	
	○持ち物の紛失がよくある。	
	○自転車がよくパンクする。	
周囲の様子	○遊ぶ友達が急に変わる。	
	○遊ぶ時間帯が夜遅くになる。	
勉 強	○学習時間が減る。	
	○成績が下がる。	